亀山市公有財産規則及び亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第18号

亀山市公有財産規則及び亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の一部を改正する規則

第1条 亀山市公有財産規則(平成17年亀山市規則第38号)の 一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1)亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成 27年亀山市条例第1号)に規定する利用者負担額
- 第2条 亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則(平成17年亀山市規則第99号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1)亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)に規定する利用者負担額附 則
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。